

植物工場の成長 芽を摘む農地法 コンクリ床なら宅地、税重く 65 年前制定、採算阻む

2017/5/21 付 日本経済新聞

環境を緻密にコントロールする栽培施設や植物工場が十分に真価を発揮できないのはなぜか。要因の一つは半世紀以上前にできた農地制度だ。どんなに農作物を生産しても「耕せる土地」でなければ固定資産税が割安な農地には認められない。農地のあり方が農業を成長産業にするための新たな論点に浮上してきた。

山梨県北杜市に面積が3ヘクタールのトマトの大型の栽培ハウスがある。温度や湿度などをコントロールして品質と収量を高め、単位面積当たりの売り上げは通常の施設の3～4倍に増やした。

制御の仕組みは最新鋭だが、足元は地面にシートを敷き、栽培用の設備を設置しただけだ。年数がたてばシートは破れる恐れがある。地面がむき出しになれば湿度の管理など制御が難しくなり、病気のリスクも高まる。

なぜ床をコンクリートにしないのか。農地法は「耕作のための土地」しか農地として認めず、建物の基礎を固めれば農地でなくなるのだ。税制上の地目も宅地になり、固定資産税が跳ね上がる。

農場を経営する田中進氏は「経営と制度のギャップがあまりにも大きい」と話す。各地で同様の施設を展開しているが、いずれ補修が必要になる可能性がある。

やむなく宅地扱いで固定資産税を払う例もある。植物工場でレタスを育てるスプレッド(京都市)もその一つ。昨年、天候不順で野菜の値段が高騰したときも、欠品せずに普通の価格で出荷し、安定供給に貢献した。だが税負担は周囲の田んぼよりずっと重い。

植物工場の収益性が田畑より格段に上なら、税負担も苦にならないだろう。だが日本施設園芸協会によると、植物工場の8割は電気代などの経費がかさんで赤字か収支がトントン。スプレッドのように技術を高めて黒字化したのは少数派だ。発展途上の新技術に税負担がのしかかる。

制度の見直しを求める声は上がっている。1月に政府の国家戦略特区諮問会議の竹中平蔵氏らは「植物工場などは農地として円滑に農業ができるようにすべきだ」との意見をまとめた。2015年にも大阪府が国家戦略特区で「全面にコンクリを敷いた生産施設を解禁」するよう求めている。

提案に対し農林水産省がくり返す主張は「コンクリで固めると耕作できなくなる」。「だから提案に対応しないわけではない」としつつ、答えは先送りしている。

既存の制度で農地が守られ、農業が発展してきたのなら、見直しをためらうことも肯定できる。だが無秩序に農地が転用され、耕作放棄が増えてきたのが実情だ。

茨城県土浦市で有機栽培を営む久松達央氏はコンビニ各社から転用を勧められたことがあった。「農業を続けたい」と拒むと、となりの農家に「あなたが断るからコンビニができない」と言われた。隣接の農地と合わせた計画だったのだ。結局、久松氏の借りた畑を除く形でコンビニができた。

農水省によると、既存の農地をフル活用しても全国民が十分な食事をとる生産量を得るのは難しい。そのうえ、高齢農家の引退で耕作放棄地が増え続ける。現行制度では農地を維持できないのは明らかだ。

農地法は戦後の農地解放の成果を守るため、1952年に制定された。農地解放は農村の民主化に貢献したが、田畑が狭くて非効率な農業構造をつくった。「耕せるのが農地」という農地法の規定は半世紀以上前の農業の姿でしかない。

必要なのは技術革新を促すことだ。トマト栽培の田中氏は「ICT(情報通信技術)やロボットを使った技術が農業でも誕生しているのに、土でないとダメと言っているは何もできない」と指摘する。床を平らにせずに、どうやって精密な栽培を実現できるだろう。

農政の目的の一つは農業の競争力を高めることにあるはずだ。高齢農家の引退で大量の農地がはき出される。小さくても強い農業から、大規模で効率的な農業、新技術を駆使した精密農業まで、多様な農業をつくる好機ではないだろうか。